



# 橋北中学校だより

令和6年11月25日(月)

第8号 文責:奥田

津市立橋北中学校

## いじめの防止を目指して

文科省「児童生徒問題行動等調査」結果を受けて

全国及び三重県の小中学校や高等学校などで昨年度に認知されたいじめの件数が過去最多となったことが新聞紙上等で伝えられています。多くの方がその件数の多さに驚かれたのではないのでしょうか。これは、「いじめ防止対策推進法」の理解が広がり、いじめの積極的な認知や相談・見守り体制が進んだことも増えた理由の一つと言われています。この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されており、いじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立っており、社会総がかりでいじめ防止に取り組むことを基本的な方向性としています。

また、学校は、いじめ防止のための基本方針を策定し、いじめ防止のための実効性のある組織の構築、未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこととされています。このような中、本校においても、積極的にいじめの認知を進め、深刻な事態の発生防止に努めているところではございますが、いじめを受けた生徒が傷つき、つらい思いをしている事案が発生していることも事実です。

### 【学校の取組】

いじめ防止対策推進法では、学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行うことが責務であると規定されました。

いじめの未然防止は授業等を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかけたり、「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行ったりすることなどが挙げられます。

本校では「笑顔にあふれる生き生きとした学校」をめざす学校像の一つとしており、そのような学校の実現に向け「互いの人権を尊重する生徒」をめざす生徒像として掲げています。このような中、生徒一人一人が認められ、大切にされているという実感や自己有用感を味わうことができる「話し合い、学び合う授業」や「心の居場所のある学級づくり」を推進することで、いじめの未然防止に努めています。

また、早期発見及び適切かつ迅速な対処については、日々の生徒たちの見守りや定期的なアンケート調査、及び教育相談等を通して、いじめの早期発見に努めるとともに、学校いじめ対策委員会

において、いじめの解決に向けた適切な対応を組織的に行います。

さらに、いじめは生徒自らが、自分たちに何ができるのかを考え、その防止を目指し、行動に移していくことが大切です。現在、後期生徒会役員が中心となり、いじめの防止を目指した取組を計画しています。生徒一人一人が、いじめ問題を自分事として捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような取組につなげていきたいと考えています。

#### 【家庭・地域のみなさまへ】

毎年、4月と11月は三重県のいじめ防止強化月間となっており、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に協力し合いながら、社会総がかりでいじめの問題の克服に向けて取り組むという気運を高めていくことが大切です。

また、日頃から、「いじめは、決して許されないものである。」ということ、そして「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。」という認識のもと、学校・家庭・地域でその防止を目指していかなければならないと考えています。

お子さんが発する小さいサインや変化をキャッチしていただくとともに、お子さんの話に十分に耳を傾けてあげてください。もし、気になることがありましたら、学校にご連絡ください。

また、地域では、登下校や放課後、及び休日等、子どもたちの気になる行動を見かけましたら、その場で積極的に声かけをしていただくとともに、学校にもご連絡ください。

生徒一人一人が安心して生活できるよう、みなさまとともに進めてまいりたいと思います。ご協力よろしくお願いいたします。

#### 【生徒のみなさんへ】

いじめは、絶対に許されないこと。そして、いじめをはやしたてたり、傍観したりしていることも、決して許されないことです。軽い遊びやふざけだと思っていなくても、あなたの言葉や態度が、人の心を傷つけ苦しめていることがあるかもしれません。

いじめをなくすための明確な答えは見つけることが難しいかもしれません。しかし、少しでも、その答えに近づけるよう、私たち一人一人が、「いじめをなくす。いじめは絶対に許されないこと」といった意識を持ち続け、毎日の行動で示していくことが大切だと思います。

そして、いじめを受けたとき、いじめを見たときは、自分の胸の中にとどめて悩むことなく、保護者の方や先生、友だちなどに相談してください。みんなで考え、行動していきましょう。

#### 【いじめに対する基本的な考え方】

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- ・いじめは人権侵害であり、けっして許される行為ではない。
- ・いじめ問題は、被害者の立場に立った対応に努める。
- ・いじめ問題は、学校の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。